

東洋学報 第九十卷第二号 平成二十年九月

論説

唐『新修本草』編纂と「土貢」

——中国国家図書館蔵断片考——

岩本 篤志

はじめに

唐代の勅撰本草である『新修本草』は宋代には佚書となった⁽¹⁾。しかし、それは唐朝と医薬との関わりを知るために欠かせない典籍である。幸い、仁和寺には天平写本を受け継ぐ一部が伝えられており（以下、仁和寺本）、敦煌文献にも数点の断片がある⁽²⁾。周知のように陶弘景撰『本草集注』は薬材を広くあつめることが容易になった唐代には改訂増補する必要を生じ、『新修本草』がつくられたとされてきた。ただ勅撰医書の歴史は北朝にまで遡源できるが、なぜ唐になって本草書がはじめて勅撰となったのだろうか。

中国国家図書館蔵の整理番号：臨・二三七一（以下、臨二三七一）は、唐代の『新修本草』写本断片とみられる敦

煌文献である。⁽³⁾管見の限り、二〇〇八年八月現在、紹介されていない新出資料である。この臨二三七一は数文字しか記されていない断片だが(図二)、日本に所蔵されるという李盛鐸旧蔵『新修本草』序例残卷(以下、敦煌本序例)に接合するとみられ、後述する『新修本草』総監者に関する問題に大きな手がかりを与える。

また一九九九年、戴建国の考証により寧波天一閣所蔵の明抄本北宋天聖令残卷(以下、天聖令)が「発見」され、二〇〇六年末には図録・釈文が出版された。⁽⁴⁾天聖令には天聖七年修定の宋令とともに使用されなくなった不行唐令が付記され、それらは開元二五年令の姿をうつすとされる。⁽⁵⁾この卷二六に疾疾令があり、宋令一三条、不行唐令二二条を確認できる(以下、天聖疾疾令)。そこには「本草」に関する規定が数カ所みられ、唐朝による「本草」の具體的運用の一端が鮮明になってきた。

この唐令中の本草書の運用を確認するには、その本草書が何であるかと同時に、唐初に勅撰された『新修本草』の意義をあわせて考える必要がある。また医事制度と医薬書の関係を考察するには、南北朝・隋との連続性も視野にいれる必要があるが、まだ十分な整理がなされていない。⁽⁶⁾

本稿では『新修本草』序例と天聖疾疾令との関わりをおうことで、その編纂の意図を考察したい。なお、臨二三七一の写真は刊行中の国家図書館蔵敦煌遺書に公表されると聞く。まずは敦煌本序例と臨二三七一からえられる知見を論じる。

1 敦煌本序例と臨二三七一——唐本序および日本写本との対比

閲覧した際の記録をもとに縦横の大きさも示した図1を提示した。臨三三七一はわずかな文字しかみられない小断片である。料紙は經典にみられる薄い上質なものではなく、粗めで厚く、敦煌文献としては比較的后代のものに属す。背面にはつきりと墨跡は残っていないが、残画か汚れか見分けがつかないほどのかすかな黒い点が破断面にみられる。

次に臨三三七一と敦煌本序例との接合について検証したい。臨三三七一と敦煌本序例(季〇三二九)の冒頭部分の积文を付した。両資料は整然とつながるとおもわれる。(図2)

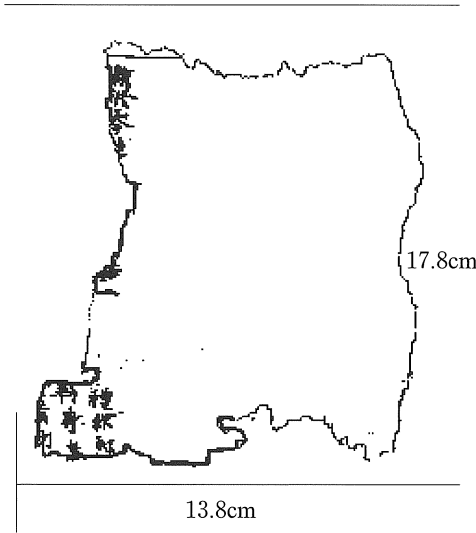


図1

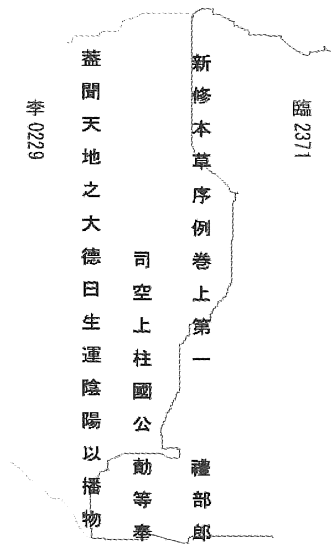


図2

敦煌本序例は日本にあるとされるが、現所蔵者はあきらかにされておらず、正確な大きさはわからない。しかし、臨二三七一に縮尺を合わせていくと断面の形状がびたりとあい、断裂していた四字「草、第、播、物」も補完される。ただし「司空上柱國公英國公李勣」と想定される箇所が「司空上柱國公勣」となり、「英國公」部分をもとより欠き、「李」字部分は失われたか、当初から書写されていないようである。また「勣」字を「勅」字に誤写したとみられる。それでも敦煌本序例は、「新修本草」の序例としては原姿に近い無二の存在であり、臨二三七一の接合によって本来の姿により近づくことになる。

では臨二三七一という断片が北京に、一方の接合する断巻が日本に所蔵されることがありうるのか。李盛鐸旧藏品について敦煌文献発見にまで遡って推論しておく。

諸外国の探検隊によって敦煌文献が中国外に持ち出されてしばらくすると、事の重大さに気づいた清朝政府は、残部を北京へと運ばせた。この際、作業に関わった李盛鐸は逸品をえらび、手元においたとされる。その数十年後、李氏はそのコレクションの売却を海外に打診している。⁽⁸⁾そして日本某所に売却されたとみられるこのコレクション中に敦煌本序例が含まれていたのである。⁽⁹⁾ただ、李氏藏品は全て売却されたのではなく北京に残ったものは国家図書館と北京大学図書館へ収蔵された。

このようにみていくと日本所蔵の敦煌文献と接合する断片が北京の国家図書館にあることは不思議ではない。清朝政府が敦煌に残されていた残部を北京へ運搬する際に裂けたり、莫高窟で断片化していた可能性もある。臨二三七一はほとんど文字がない断片だけに、故意に引き裂いたのではなく、偶然断裂したのであろう。

次に、臨二三七一と接続するとみられる敦煌本序例の内容面の歴史的 분석をおこない、その価値を検証することにした。

冒頭に記したように『新修本草』は中国では宋代には佚したとみられる。北宋に編纂された『証類本草』⁽¹⁰⁾をみると、前代の本草書に注釈を加えた体例をとっており、『新修本草』は「唐本」と呼ばれて引用された。このように新しい本草書に古いものがほとんどそのままに近い状態で引用されたことが皮肉にも古い典籍の散佚を早める結果となった。

ただ、江戸時代には仁和寺本と福井崇蘭館旧蔵本（以下、崇蘭館本）が発見された。これらは『新修本草』そのものの写本なので、『証類本草』所引の「唐本」をうわまわる史料的价值をもつ。仁和寺本は鎌倉期の写本と判断されるが、天平三年の紀年があることから朝鮮半島経由か、第八次遣唐使将来の『新修本草』を書写した可能性が高いことは言及したとおりである。また卷一五の写本である崇蘭館本は現在、杏雨書屋に所蔵される⁽¹¹⁾。

仁和寺本と崇蘭館本をあわせた日本写本は序例を欠くが、いちはやく分析をこころみた中尾万三は他の残巻から序例の体例を推測した。彼が問題としたのは『証類本草』所引「唐本序」には総監・李勣と並んで長孫無忌の名があることである。しかし、日本写本の卷一五巻末の撰者二名には無忌の名がみあたらない。そこで中尾はその名は『証類本草』の前の『嘉祐本草』以降で竄入されたと推論した⁽¹³⁾。実際、無忌は武昭儀との対立に起因して『新修本草』完成時の顕慶四年正月より前に政治的に追い込まれつつあり、同年七月には流刑先で自縊させられているので、「唐本序」の記述は怪しいといえは怪しい。

そして中尾の推論が妥当であることは臨二三七一と敦煌本序例をあわせて見ていくことで裏付けられる。臨二三七一の「勅」のようにみえる字は、「勅」の異体字で、李勣の名を書いたとみられる。一方、「唐本序」において長孫無忌の名が出てくる箇所とその対応箇所である敦煌本序例の二六行から二七行を対照すると次のようになる。

○敦煌本序例

26 尉臣蘇恭摭陶氏之乖違辯俗用之紕紊 遂 表 請 修 定 深 副 聖 懷 乃 詔 大 尉 揚 州 都 督 監 修 國 史 上 柱 國 趙 國 公 臣 无 忌 中 大 夫 尙

27 中大夫尙藥奉御臣許孝崇等廿二人與「蘇」敬詳撰竊以動植形生 □ 因 因 因

○唐本序（『証類本草』該当箇所）

尉臣蘇恭摭陶氏之乖違辯俗用之紕紊遂表請修定深副聖懷乃詔大尉揚州都督監修國史上柱國趙國公臣无忌中大夫尙藥奉御臣許孝崇等廿二人與蘇恭詳撰竊以動植形生因方舛

敦煌本序例の二六行目は下部を欠くが、一行の文字数は二八字から三〇字で書かれているので、二七行目冒頭の「中大夫」までには一二文字前後しか余裕がない。唐本序の「遂表請修定深副聖懷乃詔太（大）」までいればピッタリになるが、「尉揚州都督監修國史上柱國趙國公臣无忌」の一八字は入らない。⁽¹⁴⁾したがって、中尾がいうとおり、長孫無忌の名前は唐代以降に竄入された可能性が高いのである。ではなぜ五代〜宋初の本草書編纂の過程で「唐本序」に長孫無忌の名前を挿入する「操作」がおこなわれたのか考えてみる必要がある。

これに付随する問題が序の撰者についてである。敦煌本序例を分析した岡西は「李本（敦煌本序例）ではいまだにこの序の撰者は記されていなかった」とした。⁽¹⁵⁾しかし、敦煌本序例の一行目「□□□草序例卷上第（下欠）」と

あつた部分は、臨二三七一によつて「新修本草序例卷上第一 禮部郎（下欠）」と補われる。「禮部郎」に統くのは『証類本草』唐本序で「禮部郎中 孔志約」とあることから孔志約とみてよからう。⁽¹⁶⁾ではなぜ、総監李勣でなく、孔志約が序例撰者となつたのか。これは『新修本草』がどのような経緯で、どのような意図で編纂されたか

あきらかにする手がかりとなるようにおもわれる。

次に『新修本草』と長孫無忌および孔志約との関わりについてみていくことにしたい。

2 『新修本草』編纂の背景—長孫無忌と孔志約

長孫無忌は建国以来の功臣であるだけでなく、太宗が政権の実権を握るきっかけとなつた玄武門の変においても功があつた重臣でもある。また外戚として高宗を擁立したことで知られ、活躍は唐初三代におよぶ。その太宗から高宗期にかけては、史書や礼典などさまざまな編纂物がつくられた時期にあたり、無忌はこれらに関与した。それら典籍を『新唐書』芸文志（表1内では「新」と表記）・『旧唐書』經籍志（旧）によつて示せば表1のようになる。長孫無忌は高宗が武昭儀を皇后にしようとした際に反対したことから疎まれ、顕慶四年、黔州に流罪、その後（七月）まもなく自縊させられた。

表1

典籍名	卷数	完成年	資料源
大唐儀禮	100卷	貞觀11年	新
貞觀律・令・格・式	—	貞觀11年	新
太宗実録（貞觀実録？）	40卷	永徽元年	旧（新）
永徽律・令・格・式	—	永徽2年	新
律疏	30卷	永徽4年	旧
尚書正義	20卷	永徽4年	新
五代史志	30卷	顯慶元年	旧
武徳貞觀兩朝史	80卷	顯慶元年	旧
永徽五禮	130卷	顯慶3年	旧、新
本草・目錄・藥図・図經	48卷	顯慶4年	新

表 2

書名	年代	『新修本草』 と無忌の関係
『新修本草』 編纂	659年	—
『史通』	700年頃	無
仁和寺・崇蘭館本	731年書写	無
敦煌本	900年頃	無
『新唐書』	1060年	有
『証類本草』	1090年頃	有
葉夢得	1100年頃	有

『新修本草』の完成が上奏された顕慶四年（六五九）正月に長孫無忌は存命ではあったが、七一九年帰国の遣唐使将来本を書写した可能性がある写本を継承する日本写本に示された二人の編纂者名に無忌の名はない。実録を採用する傾向の『旧唐書』では、『新修本草』編纂に彼が関わったことを思わせる記事は一切ない。没後しばらくした六七四年に長孫無忌は官爵がもとに戻されたが、その後の劉知幾撰『史通』に『新修本草』は李勣が監修したとはあるものの、無忌への言及はない。⁽¹⁷⁾ 彼は七〇二年に著作佐郎となっているので、七〇〇年頃においてもそのように認知されていたのであろう。

ところが、『証類本草』唐本序のほか、上掲の『新唐書』芸文志にも『新修本草』の撰者の一人としてその名があげられ、北宋末の士大夫である葉夢得も長孫無忌は『新修本草』の編纂に関わったとする。⁽¹⁸⁾ これはどういう理由からであろうか。

『新修本草』編纂に長孫無忌が関わったとすることで史料を成立年代順に配列すると表2のようになる。

この表からよみとれるのは長孫無忌が『新修本草』編纂に関わったと記述するのは北宋以降に成立した史料だけであるということである。

宋代になって武則天時代に封殺されていた新史料があらわれた可能性が考えられるが、そうした史料をとりあげ

る可能性がある『通鑑攷異』をはじめ管見の限り、みあたらない。

ただ、北宋期士人の歴史観に関する史料として、范祖禹撰『唐鑑』（元祐元年（一〇八六）成立）の史評（巻七・麟徳二年二月条）は注目に値する。

臣祖禹曰く、甚しきかな李勣の佞なるや、君を悪に陥れ、又諂いて以て之を悦ばせ、君に求諫の心有れども、臣は忠を納るるの志無し。罪は大なり。勣は本は群盜にして學ばず、將たるべく識無く、相たるべからず。⁽¹⁹⁾

無忌が本草編纂に関わったかどうかを直接判断できる史料ではないが、武昭儀（武后）の行為を黙認することで生きながらえた李勣に対する激しい批判は『唐鑑』に繰り返しみることができ、李勣は盜賊の出だから、学もなければ、將としての資格もなく、宰相になるべきでなかったという史評からは強すぎるほどの思い入れが伝わってくる。

岡西為人は「唐本序」に長孫無忌の名があるのは宋人による改竄ではなく、唐代から考えたようだが、上述の敦煌文献の分析とあわせてみると、宋人によって手が加えられたとみるのが適当であろう。ただ岡西が「最初は無忌が担当したが、謀反の事に坐して官爵を奪われたため、李勣がそれに代えられたとみるべき⁽²⁰⁾」とするように、蘇敬の上奏があつた顕慶二年に編纂を推したのは、長孫無忌だつたことはその立場と実績からみて想像に難くない。

筆者は前稿において敦煌本『新修本草』序例の分析をおこない、宋代に編纂された『証類本草』所引「唐本序」では「唐朝皇帝を賛頌し、本草書をつくつた理由を示す象徴的な部分」が削除されていることを指摘した。⁽²¹⁾ 同様に、『新修本草』編纂を推進したにちがいない長孫無忌の名が「唐本序」にあるのは、総監らしからぬ李勣の名だけが

表 3

典籍名	巻数	完成年	資料源
尚書正義	20巻	永徽4年	新
永徽五禮	130巻	顯慶3年	旧、新
姓氏譜	200巻	不明	新
本草音義	20巻	不明	新

あがっているのを「真実」と判断しなかった宋人に史料操作の嫌疑をかけてよからう。

北宋期の編纂においてこのようにその時の「正しい」判断で史料が加工される例は珍しいことではなく、他の医書や正史の補綴箇所にも往々にして見受けられることではある。⁽²²⁾

つづいてなぜ孔志約が序例撰者となったのかを確認していこう。孔志約は新旧唐書ともに列伝はないが、その名前は史書に散見され、唐前半期において長孫無忌とともに典籍の編纂にたずさわったことがしられる。表3にそれを掲げた。

長孫無忌が関与した典籍の表と比べればあきらかなように、孔志約と長孫無忌はともに唐朝前半期において秩序空間を形づくる編纂物に関与してきたのであった。

なお『宋史』芸文志には「孔志約唐本草二十巻」、『日本国見在書目』には「新修本草廿巻

孔玄均撰」とある。孔志約は『本草音義』二〇巻の撰者であったが、各書目が孔志約撰『本草音義』を『新修本草』と誤ったとすると、これ以外に『新修本草』に該当可能な本草書がみあたらず、両書目に著録されていないことになる。しかし、臨二三七一と敦煌本序例からわかるように、序例の撰者名をとって「孔志約」としたものと思われる。なお、「玄均」とは字^{あそな}ではなく「志約」の錯字であろう。

さて、もうひとつ言及しておかなくてはならないことがある。すでに詳細に分析したように、敦煌本によって復原可能となった『新修本草』序例の文章構造は長孫無忌「上律疏表」の構造に酷似する。⁽²³⁾ その論理の進め方はともに次のようなものになっていた。

①「大唐」による制覇↓②「巍巍蕩蕩」たる唐朝↓③「皇帝」の威光と生民教化↓④「乃」ち③にもとづき皇帝がなす勅令↓⑤勅令による結果としての「撰」書↓⑥「庶（こいねがわくは）」皇帝の恩寵がひろくつたわらんことをねがう、と。

ここまで文章構造が酷似しているものは他に例がない。ここでようやく、『新修本草』序例として長孫無忌による文章の準備がされていたか、無忌撰の「上律疏表」と通底する理念にもとづいて作成されたとみてよいといえよう。⁽²⁴⁾

李勣に目を転じると、彼が書いた序文はみあたらない。実際、彼は多才な長孫無忌の役回りをそのまま引き受けることはできなかった。そこで無忌失脚後、ともに編纂事業に関わってきた孔志約が序を撰したのである。孔志約は無忌の「上律疏表」に倣ったか、無忌が準備していた草稿を用いたものと考えられる。

では、新本草書の必要性をうったえた蘇敬と事業を推進した長孫無忌が認識していたこととはなにか、そこに本草書が勅撰された理由があると考えられるのである。

3 本草と「土貢」——唐朝と『新修本草』

『新修本草』は唐朝の支援によって完成にいたった医薬書であった。『新修本草』序例は次のような意味の言葉でしめくくられる。

古今の事象を網羅し耳目をひらいて医方の極みを尽くして民の生命をすくい、後々まで伝えてあきらかにし、

歷代の帝王にとって不朽なものとなることをねがう。⁽²⁵⁾

ここには「率土の濱、王臣に非ざる莫し」と同種の理念をよみとることができ、『新修本草』は政権が医事に関与すべきだと明記した中国史上最古の医薬書として注目される。

ではこのような政権と医事の関わりはいつから、またどのような理念に由来したのか。

そこで唐初の医事制度をみると、難問として浮き上がってくるのは「禮樂・郊廟・社稷之事」(『唐六典』卷一四)を掌る太常寺の下に、医事を扱う太医署が位置するその理由であった。例えば、『唐六典』において鼓吹署は「鼓吹令掌鼓吹施用調習之節、以備鹵簿之儀」(同前)とあり、それが「禮樂・郊廟・社稷之事」であることは明瞭だが、太常寺太医署には「太醫令掌諸醫療之法」(同前)とあるだけで、容易には理解しがたい。この問題は一九八〇年代に提起されたが、十分な解決を見ぬまま、再考されることはなかった。⁽²⁶⁾

そこで時代を遡って詔や政策を分析することで、北魏孝文帝から宣武帝期に皇帝専用の医薬部門(尚藥局)が設立され、それまで皇帝付きであった太医署の医術者が地方へ派遣可能な存在へ変更されたことが、隋唐制度の先蹤となっていることを指摘した。⁽²⁷⁾ 医師の派遣は「民の父母」である皇帝からの恩賜であり、その活動の場は太常(寺)が準備した。また、政権による医書刊行もこの時期にはじまり、隋へ継承され、唐の『新修本草』勅撰へと至る。

続いて唐代の序例をのこす敦煌本『新修本草』の分析をこころみたところ、唐朝も医事による民の救済を皇帝からの恩寵ととらえると同時に、本草書を四方からの貢納物(薬材を含む)を陳列した「庭実」の「礼的」秩序空間

に皇帝を位置づける典籍と見なしていることがあきらかとなった。⁽²⁸⁾つまり、唐帝国の論理において、「醫療之法」は「禮樂・郊廟・社稷之事」の一部であり、権力の演出装置であった。北朝〜唐初において太常寺に太医署がおかれた原初理由はそこにあるろう。

筆者は假寧令とあわされた形で示された疾令の理念や顕慶年間に本草書が編纂された理由にもこの「禮樂・郊廟・社稷之事」の一部としての理念が通底していると考えている。ここではその視角から『新修本草』編纂の経緯をさらに分析してみたい。『新修本草』編纂については古くから次の『唐会要』卷八二の一段があげられてきた。

顯慶二年、右監門長史蘇敬上言す。陶弘景撰する所の本草、事多く舛謬なり。請うらくは刪補を加うべし、と。詔して中書令許敬宗、大常寺丞呂才、太史令李淳風、禮部郎中孔志約、尙藥奉御許季崇並びに諸名醫等二十人をして、舊本を増損せしめ、天下郡縣出す所の藥物を徴せしめ、竝なこれを書圖せしめ、仍りて司空李勣をして総監し之を定めしむ。竝びに圖五十卷成りてこれを上り、四年正月十七日に至りて撰成る。奏上するに及びて問いて曰く、本草行來自ら久し。今の改修何ぞ異なる所あらんや、と。于志寧對えて曰く、舊本草是れ陶弘景、神農本經及び名醫別錄を合して之に注解す。弘景江南に僻在し、遍く藥物を識る能わず、多く舛謬有り、其の誤る所及び別録の書せざる四百有餘種、今皆考えてこれを正す。本草の外、新藥行用して效有る者復た百餘種、今これに附載す。此れ勝れりと爲す所以なり。上、善と稱め、詔して秘府に藏さしむ。⁽²⁹⁾

従来、この史料は『本草集注』の不十分さに気づいた蘇敬の上奏、唐朝による天下郡県からの藥物の徴収、李勣を総監として勅撰、と文面そのままに理解されてきたように思われているが、実は説明されていないことがあった。

蘇敬その人である。彼が編纂の中心にいたことは序例や編纂者排列において筆頭になっていることから推測できる。では、なぜ彼なのか。これについては蘇敬が脚氣治療など医薬に詳しくかつたとする史料がわずかにあり、⁽³⁰⁾しばしば蘇敬は医家のようにも見える。実際、医薬を掌る役職にないのにそれに詳しい者はひろく見られるので、彼の医者としての能力を高くみた想像も不可能ではなからう。

しかし、蘇敬の同時代史料に傍証となるものは乏しい。しかも日本写本卷一五の卷末にあきらかなように『新修本草』は「諸名医」である太医署や尚薬局の者が編纂者に名を連ねたもので、しかも全国の薬物を徴収するという国家権力を用いた成果でもある。その功績を単に蘇敬一人に帰すことができないことはこの『唐会要』の一段からも明瞭である。

では本草書改訂の上奏と「右監門長史、蘇敬」をつなぐものとは何であろうか。

(一) 太常寺太医署による薬材調達の原因と「土貢」

ここで注目されるのが天聖医疾令である。天聖医疾令には「本草」の語が宋令部分も含めて五条に現れる。二条が宋令、三条が唐不行令である。二条の宋令と不行令一条の内容は医針生の教科書もしくはその課題として示されている。また、唐不行令一二条「薬園」条には薬園生の薬材分別や採種方法を学ぶ為、本草書を用いることが示されている。

しかし、『唐令拾遺』『唐令拾遺補』と日本令をあわせても、「本草」の語があるとは予測できない条に「本草」

書の運用がみられる。本稿ではこの唐不行令第一条を主にとりあげる⁽³¹⁾。以下、行論上、史料に数字を付す。また唐令条文やその推補に関わる史料を書き下してしまおうと文字排列がわからなくなるので、必要に応じて解釈を別に提示した。

① 諸薬品族、太常年別支料、依本草所出、② 申尙書省散下、令隨時收采。③ 若所出雖非本草舊時收採地、而習用爲良者、亦令采之。④ 每一百斤給傳驢一頭、不滿一百斤附朝集使送太常、仍申帳尙書省。⑤ 須買者予買。

ここで本草書は医療活動やその教育を目的とした「医学教育のテキスト」でなく「採薬マニュアル」としてもちいられている。訳出すれば次の一段のようになるう。

諸薬品の類の調達にあつては、太医署を管轄する太常寺は必要とする薬材の量を見積もり、本草書に記された場所とあわせて尙書省に申告し、薬材の採集時期にあわせて採集するよう指示をおこなえ。その際、本草書に書かれている往時の収採地でなくとも、用いて良好なことがわかつていれば、その採用も許可する。また輸送には一〇〇斤ごとに駅伝の驢馬の使用をみとめ、一〇〇斤に満たない場合は朝集使に委ねて太常寺へ送らせ、太常寺は領収量を尙書省に申告して記録とせよ。また購入する必要がある薬材は予め購入しておくようにせよ。まず、唐不行令を開元二五年令に比定する解釈にしたがえば、太常寺が参照したこの本草とは勅撰『新修本草』を指すと考えるしかない。

ただ近年、丸山裕美子は、顕慶四年に完成した『新修本草』が運用された時期について、前掲『唐会要』の一段の末尾に「詔して秘府に藏さしむ」とあるのにもとづき、『新修本草』は「編纂されてすぐに正規テキストとして

採用されず、一定期間を経た上で、正規のテキストに採択された」とする説を提示した。⁽³²⁾ 期間がどの程度かは明示されないが、他の「医学テキスト」の切り替えからみて、およそ開元二五年令までには『新修本草』が「普及」したと考えるようである。

ところが『新唐書』卷一〇四・于志寧伝に「初、志寧與司空李勣脩定本草并圖、合五十四篇」とあり、高宗が于志寧に下問後、「帝曰、善。其書遂大行」⁽³³⁾とあるので、上掲の『唐会要』だけに依拠したのは適切でない。顕慶四年『新修本草』を「詔して秘府に藏させる」と同時に、それ以降、『新條本草』を前提に唐令の運用が行われたと考えてよからう。

これに関して留意すべきは開元一一年七月に以下のような詔勅がでていることである。

今遠路僻州、醫術全く無く、下人疾苦す。將に何にか特頼せん。宜しく天下の諸州に令して、各、職事醫學博士一員を置き、階品は録事と同じにすべし。州毎に本草及び百一、集驗方を寫し、經史と同じく貯えよ。(唐

会要) 卷八二・(醫術)⁽³⁴⁾

これによれば、開元一一年時では実態として、唐朝指定の本草書は地方に十分おかれていなかったとみられる。逆に言えば顕慶四年から開元一一年まで『新修本草』の利用は「遠路僻州」ではない中央の部署に限られていた。そこで、玄宗は医事制度の本義にもどるべく、改革を行おうとしたのである。⁽³⁵⁾ このように顕慶四年以降、唐令において「本草」とは『新修本草』を指したとみて問題なく、開元二五年令でも同様なのである。⁽³⁶⁾

さて、唐不行令一一条に焦点をもどそう。『唐令拾遺補』の開元七年令の本条に相当する復原〔補五、開七〕条

は次のように案を提示していた。

諸藥皆辨其所出州土、每歲貯納、擇其良者而進焉⁽³⁷⁾

一見してこの復原条と天聖医疾令の該当条とみられる間の乖離は大きい。ではこのような乖離が生じたのはなぜか。前掲唐医疾令を番号の順に見ていくことにしよう。また唐不行令が開元二五年令に近いとして、それ以前の令文はどのような姿であったと考えられるか、他史料と齟齬が出ないかあわせて検証をおこなっていこう。

まず、①「諸藥品族、太常年別支料、依本草所出」、②「申尙書省散下、令隨時收采」については、先行研究が指摘するように、『令義解』卷八・医疾令二四・依藥所出収採条に次のようにあることは酷似した条文として注意されて良⁽³⁸⁾い。

藥品施、典藥年別支料。依藥所出、申太政官散下、令隨時收采。

この復原養老令と天聖医疾令によって、日本令が唐令を正確に継受した部分があるということと、全く継承しなかった部分があることがみてとれる。対比すると「依本草所出」が「依藥所出」になっている。これは日本に『本草経集注』や『新修本草』が輸入されてきてても、記された産出地名は中国のもので、日本の地名は書かれていないため、「依本草所出」の部分は書き換えなくてはならなかったものと思われる。輸入してきた本草書は日本では「医学教育のテキスト」になっても、ただちには「採藥のマニュアル」になりえなかったのである。そして、そここれまで指摘されてこなかった日唐医疾令の大きな相違点があり、本条復原の困難な要素の一つにもなったとおもわれる。

太常寺の下に太医署があり、医薬を掌っていた部署であることは『唐六典』にあきらかで、尚薬局と併置された構造とおよその機能が隋、北朝まで遡源できるのは先述のとおりである。また『新修本草』編纂に太医署の者が多数を占めていたことから、「諸薬の族、太常年別に支料し」という部分は永徽令から継承されてきた可能性を支持する。

ところで、前掲〔補五、開七〕条の「諸薬皆辨其所出州土、毎歳貯納、擇其良者而進焉」はその多くを『唐六典』卷一四・太常寺太医署太医令条の次の条文に依拠していた。

凡薬有陰陽配合、子母兄弟、根葉花實、草石骨肉之異、及有毒無毒、陰乾曝乾、採造時月、皆分別焉、皆辨其所出州土、毎歳貯納、擇其良者而進焉。

ただ〔補五、開七〕条では「有陰陽配合」採造時月、皆分別焉」をカットして令文を推補したとみられる。たしかにカット部分は煩雑で令文に適さないが、『本草経集注』序例によって「本草」の本義を説いたものである。⁽³⁹⁾つまりそれに続く「皆辨其所出州土」は「依本草所出」と同じ意味をもち、本草書を理解の上、採薬することを意図している。そこから『唐六典』が依拠した開元七年医疾令の理念でも、本条「依本草所出」の語句が採用されていた可能性が高いことが確認できるのである。

つづいて②「申尚書省散下、令隨時收采」とある尚書省とは具体的に尚書省下のどの部署をさすのか。ここで唐代の小説『隋唐嘉話』に太宗の貞観年間に医局が「杜若」を地方に求めたが、官吏が勘違いして免官されたという笑話を紹介しておく。

宋の謝朓の詩に云く、芳洲、杜若多しと。貞觀中、醫局、杜若を求め、度支郎乃ち坊州に下して貢がしめんとす。州の判司報じて云く、坊州杜若を出さず、應に謝朓の詩を誤るに由るべし、と。太宗これを聞いて大いに笑ひ、判司、雍州司法に改め、度支郎、官を免す。⁽⁴⁰⁾

謝朓の詩に芳洲に杜若が産出するところ、医局が度支にそれを伝えたところ、度支郎が勘違いして坊州に貢献するように求めたが、坊州の判司はこの州には杜若は産出せず、謝朓の詩を聞き違えたのではないかと答えた、というものである。

この度支とは尚書戸部に属し、「支度國用」すなわち「中国全土にわたる広範囲におよぶ料物の支配、財政指示」を掌っており、⁽⁴¹⁾地方の薬材をあつめる指示を出すのに最適な部署である。つまり、本条の「申尚書省散下、令隨時收采」の尚書省も『唐六典』に示されている職掌から考えて戸部度支をさすと考えてよいとおもわれる。⁽⁴²⁾

このように①②部分は『唐六典』がもとづく職掌からも矛盾無く解釈可能で、開元七年令はもちろんのこと、前掲復原養老令がもとづいたであろう永徽令時点でも存在したとみられる。また内容からみて本条の中心部分といえるであろう。

つづいて③「若所出雖非本草舊時收採地、而習用爲良者、亦令采之」の「舊時」は気になる表現である。「雖非本草之收採地」でも通用するとおもえるのだが、あえて「舊時」とするのは顕慶四年（六五九）の『新修本草』と開元二五年令（七三七）の懸隔を示すと思われる。実際、開元二七年に陳藏器によつて『新修本草』の欠を大幅に補った『本草拾遺』が撰されたという史実は「舊時」のニュアンスを良く伝える。ただ③は「依本草所出」という

指示を曖昧にしかねない前文①②の附則的内容である。その意味では③はもとづくべき本草書が古いと意識されるようになった時期、すなわち開元令以降に付加されたとおもわれ、それは二五年令時の付加であった可能性がより高い。

次に④「每一百斤給傳驢一頭、不滿一百斤附朝集使送太常、仍申帳尚書省」をみていこう。「每一百斤給傳驢一頭」の「傳驢」は厩牧令に細かな運用規定がみられるが、「一百斤」を境とする基準は『唐六典』尚書戸部・卷第三・度支郎の注に四道諸州から租庸調雜物を運ぶ際の運賃を「一百斤二百里」を基準に算出している史料が参考になる。⁽⁴³⁾つまり、度支が用いた荷重尺度に準じたと思われる。

つづいて「朝集使」についてである。「朝集使」制は唐令と日本令の間では大きな差があったことが天聖令発見前から推測されていた。「日本令での元日正賀には諸国からの貢物を並べる儀はなく朝集使は考文をもつてくるだけで、貢献物を持参する任務はなかった」⁽⁴⁴⁾のである。実際、この点から天聖令によって判明した令文をみていくと、朝集使にかかわる諸規定が日本令ではほぼ全面的に削除されていたらしいことに気づかされる。⁽⁴⁵⁾逆に言えば日本令を中心にもちいた復原では朝集使にかかわる唐令条文は復原しにくかったのである。また『唐六典』が情報を短く要約して、多くを記さないこともその要因となったであろう。『唐六典』尚書戸部・卷第三・戸部尚書につきの上にある。

凡そ天下の朝集使、皆都督、刺史及び上佐をして更めてこれを爲さしむ。若し邊要州の都督、刺史、諸州水旱もて分を成すに及べば、則ち佗官、これに代う。皆、十月二十五日を以て京都に至り、十一月一日、戸部引見

訖らば、尙書省にて群官と禮見し、然る後、考堂に集りて、考績の事に應ず。元日、其の貢篋を殿庭にて陳す⁽⁴⁶⁾。朝集使は長安につくと数日して尙書戸部と引見し、持參した貢獻物リストを引き渡し、元日には皇帝の前に貢獻物や朝貢物が陳列され、朝集使らもそこに參列した。

雷聞によれば、「朝集使」の制度は隋の開皇六年（五八六）にはじまり、唐代に朝集使制度が確立したのは武徳令（六二六年）とみられる。また、八世紀前半書写とみられる敦煌文獻 S・六一一 v と『唐六典』の分析から、朝集使には正使、副使それぞれ一名、考典とよばれる二名の州役人、郷貢の挙人が若干名、そして白直と呼ばれる運送を担った人が若干名いたことが指摘されている⁽⁴⁷⁾。白直は朝集使の「貢獻」に使役されていた。

朝集使の貢獻物（土貢）についてはたびたび「その土地において産するものをもって充てる」「その額は絹価にして五〇匹を過ぎざること」などを遵守するように詔がだされ、その土地の産物でなかったり、高価なものの貢獻には規制がかけられた。それは貢獻に使役される民の負担軽減をはかる趣旨であった⁽⁴⁸⁾。『唐六典』卷三・戸部尙書の注に次のようにある。

舊額の貢獻多く土物に非ず、或いは本もと産せざる處にして外處にて市供す。或いは土に當たりて宜しく緣すべき所なるも、額無くして遂に止む。開元二十五年、中書門下に敕して、朝集使に對して便に隨いて條もて革め、以て定準を爲り、故に備に存せしむ⁽⁴⁹⁾。

朝集使が産出地でないものを貢獻したり、常貢を指示しなかったために勝手に貢獻をやめるなどの行為に對して、開元二十五年、朝集使の規定を大幅に見直したのである。

ここで「每一百斤給傳驢一頭、不滿二百斤（附朝集使送太常、仍申帳尚書省）」という文をふりかえると、貢獻物が多量になっていく状況から、白丁の負担を軽減しようとする意図をよみとれる。したがって、この部分は開元二五年令時に付加された可能性が高い。

また主語がわかりにくい状態で文末におかれた⑤「須買者予買」の一句は尚書省による採薬指示が下つてきたにもかかわらず、採集が困難な場合、その地域での購入を指示したのであろう。つまり「須買者予買」はもともと「申尚書省散下、令隨時收采。朝集使送太常、仍申帳尚書省」の次にあったと想定する。

以上を総合すると、本条は開元七年令以前では「諸藥品族、太常年別支料、依本草所出、申尚書省散下、令隨時收采。朝集使送太常、仍申帳尚書省。須買者予買」であったとおもわれ、その後「若所出雖非本草舊時收採地、而習用爲良者、亦令采之」と「每一百斤給傳驢一頭、不滿一百斤」が開元二五年令までに付加され、時宜に応じて変更されたと推測する。

(二) 右監門長史・蘇敬と「土貢」

以上、本草書は唐朝が薬材収集を行う際、太常寺太医署が尚書省戸部度支にたいして採薬申請をおこなう際の採薬マニュアルとしてもちいられてきたこと、その基本的部分はおよそ永徽令時点で存在したとみてよいことを述べた。

唐朝は貞観年間以降、諸州に貢獻物、すなわち土貢をおさめることを求めており、朝集使が運んできた常貢物に

は多様な薬材がふくまれていた。貢獻制では原則として土産物をその土地で「購入すること」によっており、医疾令にみられる太常寺による徴収の論理と同じではない。しかし、度支から一旦、徴収の指示を受けたら、その薬材はその地域からの貢獻物として常貢になったと思われる。また度支は太医署の採薬指示をうけつけるだけでなく、諸州貢獻物や朝貢の状況をも把握する職掌を担っており、既に納められた薬材を要望にあわせて運用することも可能であったと考えられる。朝集使の貢獻については天聖賦役令・唐不行令二七に「諸朝集使は京に赴き貢獻し、皆盡く土の出す所を當つ」とあり、その中には「香薬」もしくは「香、薬」があげられているが、⁽⁵⁰⁾貢獻物に「香薬」に限らない薬材が含まれていたことは『唐六典』等にあきらかである。⁽⁵¹⁾

そして諸州の貢獻物は度支が品目、数の申告を受理するとともに、⁽⁵²⁾太府寺卿および監庫御史らの監督のもと、州県や年月、状態と数を記録したうえで右藏庫におさめられた。これは朝貢物も同様であった。⁽⁵³⁾左・右藏庫は大極宮及び大明宮にあり、そこから皇城内にあった太常寺太医署まで薬材を移すには出庫や門の通過の手続きが必要である。⁽⁵⁴⁾ではその動きをおってみよう。まず『天聖令』倉庫令・不行唐令一八に次の一条がある。

諸所左右藏庫及び兩京倉、一物以上を出すに、所司具さに賜給雜物の色目并びに數、請人の姓名を録し、印を署し、監門に送りて勘同し、傍に判して、出すを聽せ。⁽⁵⁵⁾

左・右藏庫から物を出庫する際には名前や状態、數、それを申請したものの署名をして監門がそれを確認のうえ判をおして出庫がゆるされた。この「監門」が左右監門衛である。『唐六典』諸衛府・卷二五には次のようにある。

左右監門衛、大將軍、將軍の職は諸門禁衛、門籍の法を掌る。(中略)凡そ財物器用の應に宮に入れんとする

は、由る所の籍・傍を以て左監門將軍の判を取り、門司檢じて以てこれに入れ、應に宮を出ださんとするは、由る所また籍・傍を以て右監門將軍の判を取り、門司檢じて以てこれを出だす。(中略)長史は諸曹及び諸禁門の事を判ずるを掌り、以てその出入巡檢を省みて、その籍傍を司る。⁽⁵⁶⁾

財物器用を宮殿内に入れる際には左監門が、宮殿から出す際には右監門のチェックが必要とされた。右監門長史は役所および禁門の出入りを監査し、「籍傍」を記録管理する役目を担っていた。「籍傍」とは門籍と門傍で、前者は出庫物を申請した役所や運搬者の名を記したもので、後者は物資を産した州県や状態、数量を記録したものであった。これらが監門將軍の判をへて門司へとおくられ、門司が実物と照合、運搬者の牒の照合もして、ようやく太常寺のある皇城へと薬材を運ぶことができた。

そしてこの「籍傍」担当の「右監門長史」こそ、『本草集注』の誤りをうったえ、新本草書の作成をうったえた蘇敬の役職なのであった。

医薬の専門官である太医令や尚薬奉御らは薬効を確認する点において、また治療において蘇敬よりすぐれていたはずである。ただ、唐朝は高祖、太宗、高宗と、領土を広げるとともに国内では貢獻制と朝集使制度を整備していった。そのもとでの貢獻物がどこからやってきたのか、監査する監門の責務は重く、かつ事物を見分ける眼も必要とされた。当時の太医署が疾疾令にもとづいて用いた『本草集注』に記されていない地域からの薬材に良質な物をつけたり、指示どおり納入されたはずの薬材の誤認に気づくのは、太医署でも度支でもなく、実物をみて、名前と状態、産出地を監査する者だったのである。

つまり、蘇敬が『本草集注』の誤りにきつき、改訂をうったえたのは彼が右監門長史であったからと考えられる。それは蘇敬に関する唐初の史料にそれ以外説明がなく、その知識が「陶弘景撰する所の本草、事多く舛謬なり。請うらくは刪補を加うべし」としか披露されていないことも矛盾しない。

隋では左右監門は宮殿の門をみはる職掌しかなかったが、唐になって朝集使の貢献物が宮内におさめられるようになり、物の出入りを監査する役割が生じた。ただ朝集使の貢献は開元天寶年間が最盛期となり、安史の乱以後まもなく絶える。そして、蘇敬のような役職にあるものが官撰本草に名を残すことはなくなると同時に、なぜ彼が新本草書の必要性をうったえたのか、「右監門長史」というだけではわかりにくいものとなっていたのである。

唐は南北を統一した王朝として、国内から土貢を、また周辺国から朝貢をあつめ、それらを有効に活用するシステムを整備し、それを唐令などにもりこんでいった。そしてその運用責務の一端を担った蘇敬と国家秩序のプランナーであった長孫無忌との間に勅撰本草が誕生したという側面が「右監門長史」の語から見えてくるのである。

おわりに

まとめると以下ようになる。

- ①臨二三七一および敦煌本序例は永徽・顕慶時の唐朝と本草の関係を分析する上で重要な史料である。
- ②敦煌本序例を分析することで、『新修本草』は唐初の編纂事業の中心にいた長孫無忌によって推進されたものであったことがより確実に推論できる。

③太常寺太医署が薬材を必要すると、「採薬マニュアル」である本草書の採薬地を確認の上、尚書省戸部度支に採薬指示を依頼するのが、薬材徴収の仕組みであった。これにより特定地域から薬材が常貢物として納められるようになっていったとみられる。

④蘇敬は左・右藏庫から貢納物を出庫する際の監査を担う右監門長史の職にあり、鑑別者の立場から、新本草書の編纂を要請し、その編纂にも関与したと考えられる。

⑤『新修本草』が勅撰となったのは唐朝がその医事政策において北朝以来の「醫方の極みを盡くして民の生命をすくう」理念を継承したことと、「庭実」の具現化ともいえる貢献制度確立において最も重要な典籍だったからである。それは土貢としての薬材を網羅した唐帝国の「新職貢図」であったともいえよう。

註

(1) 『宋史』卷二〇七・藝文志、『崇文總目』卷三(原卷三四)には二〇卷とあり、『直齋書録解題』『郡齋讀書志』には著録されない。

(2) 卷一序列、卷一〇、卷一七、卷一八、卷一九の断簡、又は抜粹がある。拙稿「唐朝の医事政策と『新修本草』—李盛鐸本序例をてがかりとして」『史学雑誌』、一一四編六号、二〇〇五(以下、岩本二〇〇五)、三七頁。

(3) なお、閲覧に際して国家図書館善本室、林世田および

柴新江、唐利国、關尾史郎の賛助を得た。各位に感謝するとともに本稿脱稿までに時間がかったことをお詫びしたい。

(4) 天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組(校証)『天一閣藏明鈔本天聖令校証』中華書局、二〇〇六。

(5) 前掲、『天一閣藏明鈔本天聖令校証』および、大津透「北宋天聖令の公刊とその意義—日唐律令比較研究の新段階」『東方学』第一一四輯、二〇〇七。

- (6) 丸山裕美子「律令国家と医学テキスト—本草書を中心に」(『法史学研究会会報』第一二号、二〇〇六)、同「唐日医療制度与本草書」(戴建国編『唐宋法律史論集』上海辭書出版社、二〇〇七)は、唐医疾令と本草書との関係を論じた点に意義がある。ただ、『新修本草』の「普及」過程については同意できない上、拙稿の意図も誤読されている。また「敦煌・吐魯番から出土し現存する二つの写本が、いずれも三巻本であることは、真柳誠氏によりあらかじめされたところである」とするが、真柳論文は、敦煌本が七巻本であることをふまえ、その内容と藤原京出土木簡および吐魯番本から、三巻本の存在を論証したものである。
- 『本草集注』の唐代における流伝を考える上で最も重要な点を誤解されたまま、論を運ばれたのは理解に苦しむ。拙稿『史記』正義・索隱所引「葉対」考—敦煌・吐魯番本『本草集注』を手がかりとして(『敦煌文献の総合的・学際的研究』、二〇〇一)。
- (7) 岩本二〇〇五。
- (8) 『読売新聞』昭和一三年八月三日朝刊「魅惑の古書四万巻」。
- (9) 岩本二〇〇五、四三—四四頁でこの点について論じた。また、栄新江「追尋最後の宝蔵」(『転型的敦煌学』上海

唐『新修本草』編纂と「土貢」

岩本

- 古籍出版社、二〇〇七) 参照。
- (10) ここでは『經史証類備急本草』(オリエント出版社、一九九二)を用いる。
- (11) 岩本二〇〇五、四二頁上段。
- (12) 杏雨書屋「福井崇蘭館旧蔵古鈔本 新修本草獸禽部卷第十五複製本の解説」(『杏雨』第四号、二〇〇一)。
- (13) 中尾万三「漢書藝文志より本草衍義に至る本草書目の考察」(京都薬学専門学校薬窓会、一九二八)。対して岡西為人は「嘉祐本草」は版本なので後人の纒入と見るのは無理とした(同『本草概説』創文社、一九七七)。岡西と敦煌本については岩本二〇〇五、注(一六)。
- (14) 岩本二〇〇五、注(四一)。
- (15) 岡西為人「付録一、李盛鐸本による第一、二巻の形式の考察」(『重輯新修本草』学術図書刊行会、一九七三)。
- (16) 本稿第三章でとりあげた「唐会要」巻八二や崇蘭館本にも孔志約の名はある。
- (17) 『史通』巻一〇に「唐修本草、徐世勳監統」とある。徐世勳は李勣の元の名。
- (18) 馬端臨『文獻通考』巻二二二所引『大観本草』の項に「石林葉氏曰」として本草書の歴史を述べ「唐顯慶中、蘇恭(敬)請重修於是、命長孫無忌等廣定、遂爲二十卷」と

第九十卷 一三九

する。

(19) 臣祖禹曰、甚矣李勣之佞也、陷君於惡、又諂以悅之、君有求諫之心、臣無納忠之志、罪大矣。勣本群盜不學、無識可爲將而不可爲相。

(20) 前掲、『本草概説』、六一頁。

(21) 岩本二〇〇五、五六頁。

(22) 例えば宋改以前の『真本千金方』および『新雕孫真人千金方』と以後の『新校備急千金要方』を比較すると、北宋・林億等がかなり手を加えたことは明瞭である。また『魏書』、『北齊書』、『周書』等では宋代に欠損していた巻を残存していた『北史』や稗史・雜史で補うが、補綴部分がどこかは明示されない。「史料」として用いる際には常に配慮を要することになる。

(23) 岩本二〇〇五「表二 進律疏表と李本『新修本草』序例の対比」。

(24) 『律疏』『本草』ともに、唐朝の帝権強化の過程に位置づけようとする意図がみられる。

(25) 今古開滌耳目、盡醫方之妙極、拯生靈之性命、傳萬祀而無味、縣百王而不朽。

(26) 山本徳子「唐代における太医署の太常寺への所屬をめぐって」(藏内清先生頌壽記念論文集『東洋の科学と技術』

同朋舎出版、一九八二)、同「唐代官制における医術者の地位」(吉田忠編『東アジアの科学』勁草書房、一九八二)。礼典の際に太医署が「きよめ薬」を配付する役目も担っていたことが太常寺に属した理由か、とする仮説にとどまっていた。

(27) 拙稿「北齊徐之才『藥対』考」(『東洋史研究』第六〇巻二〇号、二〇〇二)。

(28) 岩本二〇〇五、五六頁。

(29) 顯慶二年、右監門長史蘇敬上言、陶弘景所撰本草、事多舛謬。請加刪補。詔令中書令許敬宗、大常寺丞呂才、太史令李淳風、禮部郎中孔志約、尙藥奉御許季崇竝諸名醫等二十人、增損舊本、徵天下郡縣所出藥物、竝書圖之、仍令司空李勣綜監定之。竝圖五十卷成上之、至四年正月十七日撰成。及奏上問曰、本草行來自久。今之改修何所異也。于志寧對曰、舊本草是陶弘景、合神農本經及名醫別錄而注解之。弘景僻在江南、不能遍識藥物、多有舛謬、其所誤及別錄不書四百有餘種、今皆考而正之。本草之外、新藥行用有效者復百餘種、今附載之。此所以爲勝也。上、稱善、詔藏于秘府。

(30) 『宋史』卷二〇七・藝文志に「蘇敬徐玉唐侍中三家壯氣論一卷」とあり、『外台秘要』所引「論陰陽表裏灸法三

十七首」は蘇敬が脚氣の治療について述べたものであり、蘇敬が薬に関して一定の知識を持っていたことがわかる。明の『普濟方』(卷四一一)ではこれによつて「蘇恭、醫を善くす」と述べている。なお『本草綱目』等において『新修本草』は「蘇」恭曰として引用されることが一般的になる。ちなみに「蘇恭」とは「敬」字を避諱した宋代の本草書以降で用いられた表記。

(31) 石野智大「唐令中にみえる薬材の採取・納入過程について」(『法史学研究會会報』第一二号、二〇〇八年三月)は不行唐令のうち、唐令復原研究で言及されていない採薬関係条を条毎に関係史料を併記して解説したもので、本稿投稿直前にその存在を知った。ただ各条を理解する上で肝心な本草書や医事制度に関しては一部研究のみに依存し、首肯しがたい点がある。例えば、関係史料間の文字の相違から、不行唐令の「本草」が「薬」の意味で使われているかどうかに着目し、その「本草」は『新修本草』を示すと結論する。ただ、「本草」は歴史的にほぼ一貫して「医薬の学」の意味で用いられており、「薬」の意味でないというのは通例の確認でしかない。また、「新修本草」には、収録されている薬剤の産出地、採取時期、採取した後の処理などが記されていることから、不行唐令の「本草」は

『新修本草』だというのが、それら項目は『本草集注』から継承されたものなので、「本草」が『新修本草』か否かに解決を示したことになる。令文の解釈には唐代の医事に関する実態の探求が不可欠であろう。

(32) 前掲、丸山「律令国家と医学テキスト」。

(33) 『旧唐書』卷七九・呂才伝にもほぼ同内容の史料があり、「大行於代」とある。

(34) 「今遠路僻州、醫術全無、下人疾苦。將何恃頼。宜令天下諸州、各置職事醫學博士一員、階品同於錄事。每州寫本草及百一集驗方、經史同貯。』『唐大詔令集』卷一〇四、『冊府元龜』卷一四七に詔勅全文がある。

(35) 重要なのは唐不行令一八条「諸州醫博士教授醫方、及生徒課業年限、竝太醫署教習法。其錄雜療、行用有效者、亦兼習之」の「竝准典藥寮教習法」である。日本令に「国医師」の下で医学生が学ぶ際、「竝准典藥寮教習法」とあるので、日本令が踏襲したとされる永徽令でも地方に中央に準じた本草書を含む医薬書をおくよう規定されていたと思われる。ただ開元一一年詔勅で、ようやく医博士と「本草」等をおくことが徹底されたのである。

(36) 以上は岩本二〇〇五および「文字と紙背から見た『新修本草』」(『唐代史研究』第九号、二〇〇六)によつて提

示した敦煌本からみた結果からも矛盾がない。

(37) 仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七）。

(38) 井上光貞編『律令』岩波書店、一九七六、池田温「研究ノート・唐令と日本令（五）」（『創価大学人文論集』第一九号、二〇〇七）。医疾令の排列案および注は丸山裕美子による。

(39) 小嶋尚真・森立之（重輯）『本草経集注』南大阪印刷センター、一九七二によれば以下を削約したことになる。これは『新修本草』、『証類本草』も継承した部分である。

「薬有陰陽配合、子母兄弟、根葉花實、草石骨肉、有單行者、（中略）可用相畏相殺者、不爾勿用合也」。「薬有酸鹹甘苦辛之五味、又有寒熱温涼四氣、及有毒無毒、陰乾暴乾、採造時月、生熟土地所出、眞偽陳新、竝各有法」。

(40) 宋謝朓詩云、芳洲多杜若。貞觀中、醫局求杜若、度支郎乃下坊州令貢。州判司報云、坊州不出杜若、應由謝朓詩誤。太宗聞之大笑、判司改雍州司法、度支郎免官。

(41) 大津透「律令收取制度の特質」（『律令国家支配構造の研究』、岩波書店、一九九三）。

(42) なお、『大唐新語』巻九に、貞觀中の坊州司戸「尹伊」のものとして、類似した話が収録され、医局は「尙藥局」

となっている。

(43) 河南、河北、河東、關内等四道諸州運租庸雜物等脚、每駄一百斤一百里一百文、山阪處一百二十文、車載一千斤九百文。

(44) 前掲、大津「律令收取制度の特質」。

(45) 「朝集使」の語が現れる条は、賦役令・唐二七、倉庫令・唐一九、厩牧令・唐二九、医疾令・唐一一である。これまでは賦役令以外の存在は推知されていなかった。

(46) 凡天下朝集使皆令都督、刺史及上佐更爲之。若邊要州都督、刺史及諸州水旱成分、則佗官代焉。皆以十月二十五日至於京都、十一月一日、戸部引見訖、於尙書省與群官禮見、然後、集於考堂、應考績之事。元日、陳其貢篚於殿庭。

(47) 雷聞「隋唐集制度研究」（『唐研究』七卷、二〇〇一）。

(48) 宮箇和禧「唐代貢獻制の研究」九州共立大学地域経済研究所、一九八八。

(49) 舊額貢獻多非土物、或本處不産而外處市供。或當土所宜緣、無額遂止。開元二十五年、敕令中書門下、對朝集使隨便條革、以爲定準、故備存焉。

(50) 諸朝集使赴京貢獻、皆盡當土所出。其金銀、珠玉、犀象、龜貝、凡諸珍異之屬、皮革、羽毛（中略）之類、漆、蜜、香、藥及畫色所須。

(51) 『唐六典』卷三。前掲、宮園『唐代貢献制の研究』に『唐六典』、『通典』、『元和郡県図志』、『新唐書』地理志、『太平寰宇記』にもとづき、各州・府における貢献物が整理されており、多様な薬材が含まれる。

(52) 大津透「唐律令国家の予算について」(『史学雑誌』九五―一二、一九八六)。

(53) 『唐六典』太府寺卷第二〇・左藏署、右藏署。解釈および先行研究の整理は、清水場東『帝賜の構造』第一編・第二章(中国書店、一九九七)、石見清裕『唐の絹貿易と貢献制』(九州大学東洋史論集)三三、二〇〇五)に多くをよった。

(54) 左・右藏庫および太常寺の位置関係は徐松『唐两京城坊考』卷一にもとづいて解釈した。

(55) (諸) 左右倉(藏)庫及兩京倉、出一物以上、所司具錄賜給雜物色目并數、請人姓名、署印、送監門勘同、判傍聽出。(『校証』本の校注にしたがった)。

(56) 左右監門衛、大將軍、將軍之職掌諸門禁衛、門籍之法。(中略) 凡財物器用應入宮者、所由以籍傍取左監門將軍判、門司檢以入之、應出宮者、所由亦以籍傍取右監門將軍判、門司檢以出之。(中略) 長史掌判諸曹及諸禁門之事、以省其出入巡檢、而司其籍傍。

*本稿は、平成二〇年度科学研究費補助金・若手研究(B)「中国南北朝隋唐期における医事制度史の研究」(代表：岩本)による研究成果の一部である。